

第5章 対象工事

1 介護保険住宅改修費対象工事

対象となる住宅改修	具体的な内容
①手すりの取り付け	取り付けに際し、工事を伴うもの。
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床段差及び道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修工事で次の種類のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・敷居を低くする工事 ・スロープを設置する工事(設置工事を伴うもの) ・浴室の床、浴槽のかさ上げや取り替え(すのこ等は含まない)等 ただし、昇降機、リフト、段差解消機など動力により段差を解消する機器を設置する工事を除く。
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	滑りの防止のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取り替え	開き戸を、引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等の扉への変更、及び扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。 ただし、自動ドアとしての場合は、動力部分の設置は含まない。
⑤洋式便器等への便器の取り替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事等。 ただし、既に洋式便器である場合に暖房便座、洗浄機能のみ付加する工事は含まない。また、非排水和式便器から水洗洋式便器等に変更する場合は、水洗化の部分は含まない。
⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け・手すりの取り付けのための壁の下地補強 ・段差の解消・浴室の床材及び浴槽のかさ上げや取り替え等に伴う給排水設備工事、スロープの設置の伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ・床又は通路面の材料の変更・床材の変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤の整備 ・扉の取り替え・扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事 ・便器の取り替え・便器の取り替えに伴う給排水設備工事(水洗化に伴う工事部分を除く)、便器の取り替えに伴う床材の変更等

2 高齢者住宅改修費給付事業対象工事

■ 浴室(2-1)

介護保険住宅改修費工事	対象工事	介護との按分	備考	
手すりの取り付け	手すりを取り付けた壁の改修	無	手すりを取り付けない壁面については認めない。 手すりを取り付ける壁面について、既存の壁が手すりを取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に介護保険住宅改修制度の下地補強をおこなった場合の原状復旧を基本とする。ただし、原状復旧を行わない場合、必要最小限な壁の改修について認める。	
	壁の改修工事	無		
	旧壁の撤去工事	無		
	撤去に伴う廃材処分費	無		
	換気扇移設	無	現状、窓・換気扇が無い場合であっても新設は不可。手すりの取り付けによる壁の改修により、換気扇を移設しなければならない場合に限定。移設時に換気扇を新しいものに交換するのは自己負担	
	移設工事一式	無		
	水栓金具の移設	無	水栓金具を移設することで、本人が使いやすい位置に手すりを取り付けることができるなどの理由が、理由書または申請書に記載がある場合に限定。	
移設工事一式	無			
手すりの取り付け 段差の解消 (浴槽のかさ上げ・取替えを含む)	水栓金具の取替え	無	身体的な理由により水栓金具の取扱いが困難でありシングルレバーハンドル等を設置することで本人が容易に水栓金具を使用ができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に限定。	
	シングルレバー本体	無		
	取り付け工事	無		
	シャワーの取り付け	無	シャワーがない場合 →身体的な理由により入浴が困難でありシャワーを設置することで本人の洗体が容易に行うことができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に限定。 シャワーがある場合 →浴槽のかさ上げ、取替えに伴う工事により現状のシャワーが使用できない状態になる場合に限定。	
	給湯器設置	無	給湯器がない場合 →身体的な理由により入浴が困難でありシャワーを設置することで本人の洗体が容易に行うことができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に16号以下の設置を認める。必要最小限の観点から基本的にはオートとするが、物理的に設置可能な製品がすべてフルオートである場合はやむを得ずフルオートを認める。 給湯器がある場合 →既存の給湯器・風呂釜にシャワー機能がなく、本改修の浴槽のかさ上げ、取替えに伴う風呂釜・給湯器の交換をしない場合に限り、身体的な理由により入浴が困難でありシャワーを設置することで本人の洗体が容易に行うことができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に16号以下の設置を認める。必要最小限の観点から基本的にはオートとするが、物理的に設置可能な製品がすべてフルオートである場合はやむを得ずフルオートを認める。ただし、既設の浴槽への接続や既設の給湯器の処分にかかる費用は自己負担。	
	給湯器設置工事一式	無		
	シャワー本体	無	身体的理由がある場合に限定。	
	給排水工事	無		
	引き戸等への扉の取替え	扉交換	無	洗い場を拡張する等して扉の位置を変更した場合。身体的理由で扉の開口幅等を大きくする場合に限定
		扉本体	無	
旧壁撤去		無	壁を撤去しないと扉が入らない場合に限定	
設置工事		無		

■ 浴室 (2-2)

介護保険住宅 改修費工事	対象工事	介護との 按 分	備考
段差の解消 (浴槽のかさ上げ・取替えを含む)	浴槽のかさ上げ、取替えに伴う工事		
	給湯器の取替え	無	給湯能力は 16 号以下に限定。旧給湯器が使用後7年以上経過している場合に限定。必要最小限の観点から基本的にはオートとし、追炊き機能付給湯器については一般的にその機能が付いているものが広範囲に普及していることから認める。ただし、物理的に設置可能な製品がすべてフルオートである場合はやむを得ずフルオートを認める。
	給湯器本体	無	
	リモコン本体	無	給湯器とセットになっているものが普及しており、浴室のリモコン(1台)に限定して、給付する。台所等に設置する2台目以降については自己負担。
	リモコン取り付け工事	無	
	給湯器設置工事一式	無	追い炊き配管工事についても認める。
	旧給湯器解体撤去	無	
	廃材撤去処分費	無	
	浴槽の取替えに伴う壁の改修	無	浴槽の取り外しに伴う壁の改修が必要な場合、最小限の範囲に限定する。床面については、介護保険住宅改修対象工事
	壁の改修工事	無	
	旧壁の撤去工事	無	
	撤去に伴う廃材処分費	無	
	ユニットバス工事	有	介護保険対象工事(手すり)は按分から除く。

ユニットバスの按分については29ページを参照してください。

■ トイレ

介護保険住宅改修費工事	対象工事	介護との按分	備考
手すりの取り付け	手すりを取り付けた壁の改修	無 (※1)	手すりを取り付けない壁面については認めない。 手すりを取り付ける壁面について、既存の壁が手すりを取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に介護保険住宅改修制度の下地補強をおこなった場合の原状復旧を基本とする。ただし、原状復旧を行わない場合、必要最小限な壁の改修について認める。
	壁の改修工事	無 (※1)	
	壁の改修のため配線の不備による電灯の取替え	無	
	クロス等張り替え工事	無	
手すりの取り付け 洋式便器等への便器の取り換え	手洗い器の移設	無	新設は不可。移設時に手洗い器を新しいものに交換するのは自己負担。やむを得ず、既設の手洗い器が大きいものであり、小型にしないと危険性がある場合に限り新しいものへの取替を認める。
	給排水管の移設	無	
	手洗い器・小便器・袖壁の撤去	無	
	撤去に伴う廃材処分費	無	
洋式便器等への便器の取り換え 段差の解消 (便器取替えの際に、同時に行うもの) 洗浄機能付便座 (便器の取替えに伴う場合に限る)	便器の取替えに伴う工事		
	床の改修工事	有	介護保険との按分があるがその按分方法については記入例(工事内訳明細書・施工計画書)のとおり
	床解体撤去工事	有	同上
	撤去に伴う廃材処分費	有	同上
	CFシート等張り替え	有	介護保険との按分については記入例(工事内訳明細書・施工計画書)のとおりだが、床をすべりにくい素材にする場合は介護保険のみ
	壁の改修工事	有	便器の取替えに伴って壁の改修をしないとけない場合に限定し、介護保険との按分方法については記入例(工事内訳明細書・施工計画書)のとおり
	旧壁の撤去工事	有	同上
	撤去に伴う廃材処分費	有	同上
	換気扇移設	無	現状、窓・換気扇がない場合であっても新設は不可。便器の取り替えによる壁の改修により、換気扇を移設しなければならない場合に限定。移設時に換気扇を新しいものに交換するのは自己負担。
	移設一式工事	無	
	天井改修工事	無	壁の改修に伴って、天井の改修を行わなければ危険である場合に限定して認める。
	壁の改修のため配線の不備による電灯の取替え	無	壁の改修により、配線の不備により既存の電灯器具が使用できなくなる場合に限定。移設時に電灯器具を新しいものに交換するのは自己負担。
	クロス等張り替え工事	無	壁の改修を行った面に限り、必要最小限
	床の拡張	無	便器の取替えに伴って床の拡張をしないとけない場合に限定
	壁の拡張	無	便器の取替えに伴って壁の拡張をしないとけない場合に限定
	コンセント設置工事	無	身体的理由により、洗浄機能付便座一体型洋式便器等への取替の必要性について理由書または申請書に記載があるものに限る。
引き戸等への扉の取替え	扉交換(介護保険外)	無	トイレを拡張する等して扉の位置を変更した場合。身体的理由で扉の開口幅等を大きくする場合に限定
	旧壁撤去	無	壁を撤去しないと扉が入らない場合に限定
	扉本体	無	
	設置工事	無	

(※1) ただし、段差の解消に伴う壁改修と同時に行う場合はひとまとめにして按分算定してもかまいません。

トイレの按分については26・27・28ページを参照してください。

■ 玄関

介護保険住宅改修費工事	対象工事	介護との按分	備考
手すりの取り付け	手すりを取り付けた壁の改修	無	手すりを取り付けない壁面については認めない。 手すりを取り付ける壁面について、既存の壁が手すりを取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に介護保険住宅改修制度の下地補強をおこなった場合の原状復旧を基本とする。ただし、原状復旧を行わない場合、必要最小限な壁の改修について認める。
	壁の改修工事	無	
	クロス張り替え工事	無	
段差の解消	腰掛台設置(固定する場合)	無	既存の壁が腰掛台を取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に限定する。
	腰掛台本体	無	
	取り付け工事	無	
	壁の改修工事	無	
	旧腰掛台撤去工事	無	
旧腰掛台撤去に伴う廃材処分費	無		

■ 廊下

介護保険住宅改修費工事	対象工事	介護との按分	備考
手すりの取り付け	手すりを取り付けた壁の改修	無	手すりを取り付けない壁面については認めない。 手すりを取り付ける壁面について、既存の壁が手すりを取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に介護保険住宅改修制度の下地補強をおこなった場合の原状復旧を基本とする。ただし、原状復旧を行わない場合、必要最小限な壁の改修について認める。
	壁の改修工事	無	
	クロス張り替え工事	無	

■ 階段

介護保険住宅改修費工事	対象工事	介護との按分	備考
手すりの取り付け	手すりを取り付けた壁の改修	無	手すりを取り付けない壁面については認めない。 手すりを取り付ける壁面について、既存の壁が手すりを取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に介護保険住宅改修制度の下地補強をおこなった場合の原状復旧を基本とする。ただし、原状復旧を行わない場合、必要最小限な壁の改修について認める。
	壁の改修工事	無	
	クロス張り替え工事	無	
	階段昇降機	無	生活動線上、階段により昇降しなければならない場合に限り、身体的理由により階段の昇降が困難な場合に限定。
	階段昇降機本体	無	
	階段昇降機設置工事	無	
	ゆるやかな階段への変更	無	生活動線上、階段により昇降しなければならない場合に限り、身体的理由により階段の昇降が困難な場合に限定。
	階段本体	無	
	階段変更工事	無	

■ 洗面所

介護保険住宅改修費工事	対象工事	介護との按分	備考
手すりの取り付け 段差の解消	手すりを取り付けた壁の改修	無	手すりを取り付けない壁面については認めない。 手すりを取り付ける壁面について、既存の壁が手すりを取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に介護保険住宅改修制度の下部補強をおこなった場合の原状復旧を基本とする。ただし、原状復旧を行わない場合、必要最小限な壁の改修について認める。
	壁の改修工事	無	
	クロス張り替え工事	無	
	洗面台の移設(高さの変更を含む)	無	身体的な理由により洗面台の使用が困難であり洗面台の高さを変更することで本人の使用が容易に行うことができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に限る。
	洗面台本体	無	既設のもの移設で対応できない場合に限る。洗面台のみに限定。化粧台など付属品は除く。
	設置工事	無	洗面台の取り外し、設置にかかる経費。 既設のものが洗面台・鏡・棚が一体となっているもの場合もその取り外し、高さ調整(かさ上げ等)および設置にかかる経費については認める。
	水栓金具の取替え	無	身体的な理由により水栓金具の取扱いが困難でありシングルレバーハンドル等を設置することで本人が容易に水栓金具を使用ができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に限る。
	シングルレバー本体	無	
	取り付け工事	無	

■ 台所

介護保険住宅改修費工事	対象工事	介護との按分	備考
手すりの取り付け 段差の解消	手すりを取り付けた壁の改修	無	手すりを取り付けない壁面については認めない。 手すりを取り付ける壁面について、既存の壁が手すりを取り付ける事ができないくらい脆弱な場合に介護保険住宅改修制度の下部補強をおこなった場合の原状復旧を基本とする。ただし、原状復旧を行わない場合、必要最小限な壁の改修について認める。
	壁の改修工事	無	
	クロス張り替え工事	無	
	流し台、ガスレンジ台の取替え	無	身体的な理由により流し台、ガスレンジ台の使用が困難であり流し台を高さを変更することで本人の使用が容易に行うことができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に限る。
	流し台本体	無	システムキッチンは不可。流し台のみのものに限定
	設置工事	無	
	水栓金具の取替え	無	身体的な理由により水栓金具の取扱いが困難でありシングルレバーハンドル等を設置することで本人が容易に水栓金具を使用ができるなどの理由が理由書または申請書に記載がある場合に限る。
	シングルレバー本体	無	
	取り付け工事	無	

■ その他

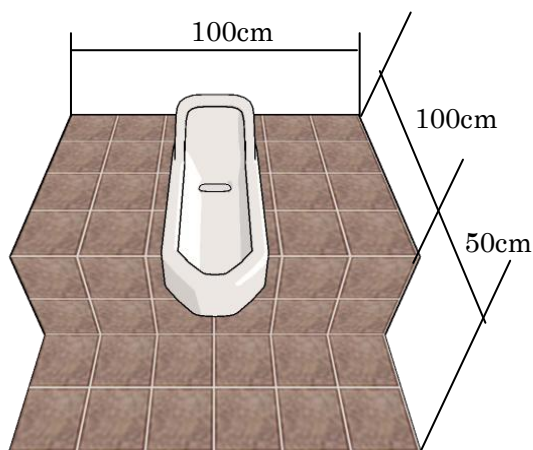
対象工事	介護との按分	備考
仮設費	無	高齢者住宅改修対象工事の直接工事(給湯器本体等器具の費用除く)について認める。
諸経費	無	

3 工事費用按分

住宅改修工事の内、便所(床)、便所(壁)、浴室(ユニットバス)は介護保険制度の住宅改修工事との費用按分を算出する必要がある場合は、次のとおり按分率を小数点第1位(第2位を四捨五入)まで算出します。

■ 便所(床)

和式便器から洋式便器への変更を行う場合、段差解消を伴う床工事が必要になる場合があります。この場合、段差解消は介護保険給付対象工事となることから、面積比率で按分率を算出します。



[左の例の場合]

床全体面積

$$W1.0\text{m} \times D1.5\text{m} = 1.5 \text{ m}^2$$

介護保険給付対象工事(段差部分)

$$W1.0\text{m} \times D1.0\text{m} = 1.0 \text{ m}^2$$

$$1.0 \div 1.5 \doteq 0.6666 (66.7\%)$$

高齢者住宅改修給付対象工事

(通路床面と同じ高さの部分)

$$W1.0\text{m} \times D0.5\text{m} = 0.5 \text{ m}^2$$

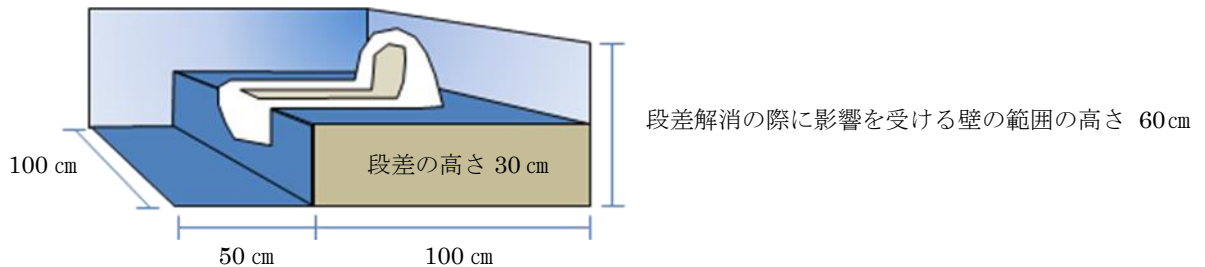
$$0.5 \div 1.5 \doteq 0.3333 (33.3\%)$$

- 床を滑りにくい素材に変更する旨が「住宅改修にかかる理由書」に記載がある場合は介護と高齢の按分ではなく、すべて介護保険制度の対象となります。
- トイレや浴室において、その前の廊下等との段差を解消する場合も、すべて介護保険制度の対象となります。
- 拡張工事部分については介護制度との按分ではなく、すべて本制度の対象となります。
- 和式便器から洋式便器への変更に伴い、床工事が必要となる場合で床面がフラットな場合の按分率は50:50とします。

※ 計算途中は四捨五入せずに按分率は小数点第一位まで算出する(第二位を四捨五入)。

■ 便所(壁)① 段差の解消(便器の取り換え)の際に壁の改修をしないといけない場合

【例】 ひとつの面が扉、のこり三面(左側面・右側面・奥面)が壁のトイレで、下図の段差があり、段差の改修の際に影響を受ける壁の範囲が高さ 60 cm の場合の按分計算



① 段差解消の影響を受ける部分の壁面積を計算します。

$$\begin{aligned} \text{(奥面)} \quad & H 0.6\text{m} \times W 1.0\text{m} \times 1 \text{面} = 0.6 \text{ m}^2 \\ \text{(左右側面)} \quad & H 0.6\text{m} \times W 1.5\text{m} \times 2 \text{面} = 1.8 \text{ m}^2 \\ & 0.6 \text{ m}^2 + 1.8 \text{ m}^2 = 2.4 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

② 介護保険給付対象工事となる段差解消部分の壁面積を計算します。

$$\begin{aligned} \text{(奥面)} \quad & H 0.3\text{m} \times W 1.0\text{m} \times 1 \text{面} = 0.3 \text{ m}^2 \\ \text{(左右側面)} \quad & H 0.3\text{m} \times W 1.0\text{m} \times 2 \text{面} = 0.6 \text{ m}^2 \\ & 0.3 \text{ m}^2 + 0.6 \text{ m}^2 = 0.9 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

③ 段差解消の影響を受ける部分の壁面積に対する介護保険給付対象工事となる段差解消部分の壁面積の割合を計算します。

$$0.9 \text{ m}^2 \div 2.4 \text{ m}^2 = 0.375 (37.5\%)$$

④ 段差解消の影響を受ける部分の壁面積から介護保険給付対象工事となる段差解消部分の壁面積を除いたものの割合を計算します。

$$(2.4 \text{ m}^2 - 0.9 \text{ m}^2) \div 2.4 \text{ m}^2 = 0.625 (62.5\%)$$

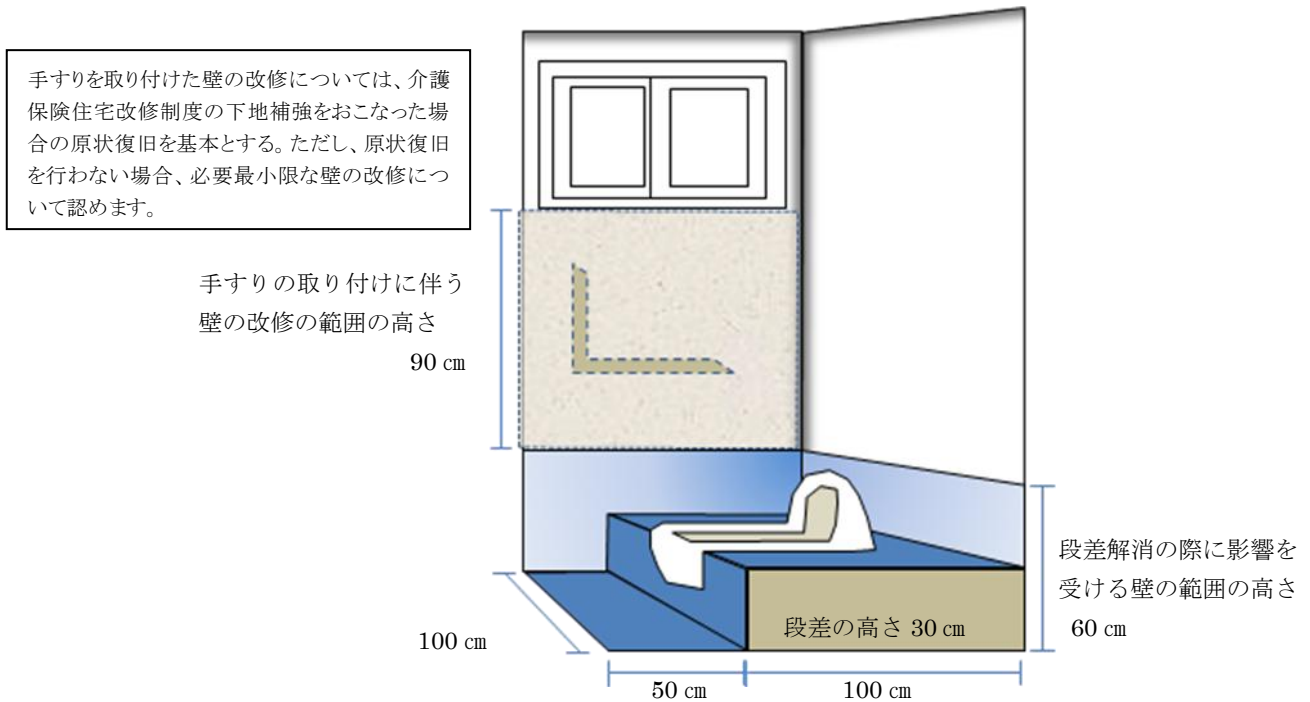
つまり、介護保険対象工事 37.5%

高齢者住宅改修費給付対象工事 62.5%

※ 計算途中は四捨五入せずに按分率は小数点第一位まで算出する(第二位を四捨五入)。

■ 便所(壁)② 段差の解消(便器の取り換え)の際に壁の改修をしないといけない場合と手すりの取り付けに伴う壁の改修が同時に行われる際にひとまとめにして按分する場合

【例】ひとつの面が扉、のこり三面(左側面・右側面・奥面)が壁面のトイレで、下図の段差があり、その段差の改修の際に影響を受ける壁の範囲が高さ 60 cm の場合で同時に左側壁面に手すりの取り付けを行うが、手すりの取り付けに伴う壁の改修の範囲の高さが上 150 cm、下 60 cm で横幅 150 cm である場合。



① 段差解消の影響を受ける部分の壁面積を計算します。

(奥面) $H 0.6m \times W 1.0m \times 1 \text{ 面} = 0.6 \text{ m}^2$
 (左右側面) $H 0.6m \times W 1.5m \times 2 \text{ 面} = 1.8 \text{ m}^2$
 $0.6 \text{ m}^2 + 1.8 \text{ m}^2 = 2.4 \text{ m}^2$

② 手すりの取り付けに伴う壁の改修面積を計算します。

(左側面) $(H 1.5m - H 0.6m) \times W 1.5m \times 1 \text{ 面} = 1.35 \text{ m}^2$

③ 段差解消の影響を受ける部分の壁面積と手すりの取り付けに伴う壁の改修面積を合わせて、改修する壁の面積の合計を計算します。

$2.4 \text{ m}^2 + 1.35 \text{ m}^2 = 3.75 \text{ m}^2$

④ 介護保険給付対象工事となる段差解消部分の壁面積を計算します。

(奥面) $H 0.3m \times W 1.0m \times 1 \text{ 面} = 0.3 \text{ m}^2$
 (左右側面) $H 0.3m \times W 1.0m \times 2 \text{ 面} = 0.6 \text{ m}^2$
 $0.3 \text{ m}^2 + 0.6 \text{ m}^2 = 0.9 \text{ m}^2$

⑤ 改修する壁の面積合計に対する介護保険給付対象工事となる段差解消部分の壁面積の割合を計算します。

$0.9 \text{ m}^2 \div 3.75 \text{ m}^2 = 0.24 (24.0\%: \text{介護保険対象工事})$

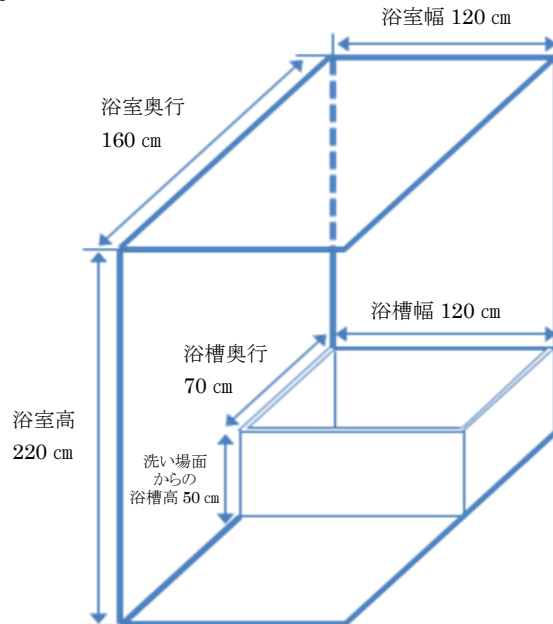
⑥ 今回工事で改修する壁の面積合計から介護保険給付対象工事となる段差解消部分の壁面積を除いたものの割合を計算します。

$(3.75 \text{ m}^2 - 0.9 \text{ m}^2) \div 3.75 \text{ m}^2 = 0.76 (76.0\%: \text{高齢者住宅改修費給付対象工事})$

※ 計算途中は四捨五入せずに按分率は小数点第一位まで算出する(第二位を四捨五入)。

■ 浴室(ユニットバス)

浴槽を深いものから浅いものに取り替える際に、ユニットバスを設置する場合は、全体の表面積から按分比率を算出する。



全体の表面積は浴室内表面積(浴槽の底及び接する壁部分を除く)とする。

- (天井) $1.2\text{m} \times 1.6\text{m} = 1.92 \text{ m}^2$ ①
- (床) $1.2\text{m} \times 1.6\text{m} = 1.92 \text{ m}^2$ ②
- (壁) $2.2\text{m} \times (1.2\text{m} + 1.6\text{m}) \times 2 \text{ 面} = 12.32 \text{ m}^2$ ③
- (浴槽底) $1.2\text{m} \times 0.7\text{m} = 0.84 \text{ m}^2$ ④
- (浴槽壁・浴室壁と3面接する場合)
 $0.5 \text{ m} \times (1.2\text{m} + 0.7\text{m} \times 2 \text{ 面}) = 1.3 \text{ m}^2$ ⑤

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} - \text{④} - \text{⑤} = 14.02 \text{ m}^2 \text{ (A)}$$

浴槽の表面積は底部分及び内側、外側の面積を足したもの(便宜上浴槽の厚みは計算外とする)とする。

- (浴槽底面積) $1.2\text{m} \times 0.7\text{m} = 0.84 \text{ m}^2$ ⑥
- (浴槽周囲面積) $0.5\text{m} \times (1.2\text{m} \times 2 + 0.7\text{m} \times 2) \times 2 \text{ 面} = 3.8 \text{ m}^2$ ⑦

$$\text{⑥} + \text{⑦} = 4.64 \text{ m}^2 \text{ (B)}$$

介護保険給付対象工事(浴槽部分)

$$\text{B}(4.64 \text{ m}^2) \div \text{A}(14.02 \text{ m}^2) \doteq 0.33095(33.1\%)$$

高齢者住宅改修給付対象工事

$$(14.02 \text{ m}^2 - 4.64 \text{ m}^2) \div 14.02 \text{ m}^2 \doteq 0.6690(66.9\%)$$

- ※1 計算途中は四捨五入せずに按分率は小数点第一位まで算出する(第二位を四捨五入)。
- ※2 床を滑りにくい素材に変更する旨が「住宅改修にかかる理由書」に記載がある場合は、床面積も介護保険対象工事となります。